2

測定に用いる装置の形状等は、次の条件に適合するものであること。

(一) ファントム外殻

ア　形状及び寸法は、国際電気標準会議の規格六二二〇九―一で定めるファントム外殻に対して（±）〇・二ミリメートル未満の公差を保つこと。

イ　ファントム外殻の厚さは、携帯電話端末等の投影面のいかなる箇所においても、二（±）〇・二ミリメートルの範囲内であること。ただし、耳及び周辺の延長部分については、ファントム液剤の境界から六（±）〇・二ミリメートルの範囲内であること。

ウ　ファントム外殻の表面に位置決めの基準点ＲＥ、ＬＥ及びＭが分かるように印が付されていること。

エ　ファントム外殻材質の誘電正接は、〇・〇五以下であること。外殻材質の比誘電率の実部は、五以下であること。

(二) ファントム液剤

ファントム液剤の電気的特性は、別表⑵に適合するものであること。

(三) 電界プローブ

ア　検出範囲は、電界強度の計測値から増幅器及び電子計算機を用いて算出される比吸収率の最小検出値が一キログラム当たり〇・〇一ワット未満、最大検出値が一キログラム当たり一〇〇ワットを超える値であること。

イ　直線性は、アの検出範囲に対して（±）〇・五デシベルの範囲内であること。

(四) プローブ走査装置

ア　測定範囲に対するプローブ先端の位置決めの精度は、各走査位置について（±）〇・二ミリメートルより高いこと。

イ　位置決め分解能は一ミリメートル以下であること。

ウ　走査システムは、ファントム外殻上の少なくとも三点を用いてファントム外殻と関連付けられるものとし、これらの点は一〇センチメートル以上離して配置すること。

(五) 保持器

ア　傾斜角度の誤差が（±）一度の範囲内であること。

イ　保持器材質の誘電正接は、〇・〇五以下であること。保持器材質の比誘電率の実部は、五以下であること。

3

測定に用いる装置の設定

(一) ファントム外殻及びファントム液剤

ア　ファントム外殻を左右対称に二分割し、ＲＥ又はＬＥが底部となるように設置すること。ファントム液剤は、ＲＥ及びＬＥ付近での深さが一五センチメートル以上となるまでファントム外殻に充てんすること。このとき、気泡が生じないようにすること。

イ　比吸収率の測定前の二四時間以内にファントム液剤の電気的特性を測定し、その値が別表⑵に規定する値の（±）五パーセントの範囲内であることを確認すること。ただし、二ＧＨｚから三ＧＨｚまでの周波数における比誘電率の偏差は、（±）一〇パーセントの範囲内とすることができる。

(二) 測定対象無線設備

ア　送信設備は、内部送信機を使用すること。

イ　アンテナ、バッテリ及び付属品は、測定対象無線設備の製造者が指定したものを使用すること。

ウ　バッテリは、比吸収率の測定前に完全に充電しておき、外部電源との接続は行わないこと。

エ　周波数及び空中線電力の制御は、内部試験プログラム又は適切な試験装置を使用して行うこと。

オ　空中線電力は、人体側頭部のそばで使用する場合の最大出力値に設定すること。ただし、当該最大出力値の設定が困難な場合は、それより低出力で測定し、最大出力時の比吸収率に換算することができる。

カ　送信信号は、擬似的なベースバンド信号を用い、測定対象無線設備で使用される通信方式の信号形式に従った連続送信とすること。

4

比吸収率の測定

(一) 測定位置

測定対象無線設備は、ファントム外殻の左右両側について、次のア及びイに規定する位置で測定すること。

ア　頬に接する位置

ファントム外殻の基準面内に垂直中央線を保ち、かつ、垂直中央線及び水平線を含む平面をファントム外殻の基準面と直交させ、中央点がＲＥとＬＥを結ぶ直線上にある状態で、測定対象無線設備の中央点付近がファントム外殻の耳に接し、かつ、測定対象無線設備前面のいずれかの点がファントム外殻の頬に接する位置とすること。ただし、中央点が可能な限りファントム外殻の耳に近づく位置にあること。

なお、測定対象無線設備がファントム外殻の耳及び頬に接しない場合は、測定対象無線設備の中央点付近がファントム外殻の耳に接した状態で、測定対象無線設備前面のいずれかの点がファントム外殻の頬に最も近づく位置とすること。

イ　傾斜させた位置

アの位置から測定対象無線設備の向きを変えずに、中央点がＲＥとＬＥを結ぶ直線上にある状態で、基準面内に測定対象無線設備の垂直中央線を保ちながら、中央点を中心点として、送話部中央点がファントム外殻の頬から離れる方向に測定対象無線設備を一五度回転させた位置とすること。この場合において、中央点が可能な限りファントム外殻の耳に近づく位置にあること。

なお、測定対象無線設備の回転の角度が一五度未満であって、測定対象無線設備の一箇所がファントム外殻の耳に接触し、同様に他の部分がファントム外殻に接触する場合は、その位置とすること。

(二) 測定対象無線設備をファントム外殻の左右両側に置いて、(一)のア及びイに規定するそれぞれの位置に固定し、測定対象無線設備の各送信帯域の中央付近の周波数を使用して比吸収率を測定すること。ただし、複数の送信モード又は複数の送信周波数帯を持つ無線設備を測定する場合は、それぞれの送信モード及び送信周波数帯で測定を行うこと。

(三) (二)により測定した値のうち最大の値及び一キログラム当たり一ワット以上の値を測定した位置において、送信周波数帯の周波数幅が当該送信周波数帯の中心周波数の一パーセントを超え一〇パーセント以下の場合は当該送信周波数帯の最高周波数及び最低周波数について、送信周波数帯の周波数幅が当該送信周波数帯の中心周波数の一〇パーセントを超える場合は次式により求められる測定数の周波数（当該送信周波数帯の最高周波数及び最低周波数を含み、周波数間隔はできる限り等しくすること。）について比吸収率を測定すること。

$n = 2k + 1$

n：測定数

k：$\left(10 \times \frac{f_h - f_l}{f_c}\right)$の小数点以下を切り上げた整数

f_c：中心周波数［Ｈｚ］

f_h：送信周波数帯域内の最高周波数［Ｈｚ］

f_l：送信周波数帯域内の最低周波数［Ｈｚ］

(四) 測定対象無線設備が収納可能なアンテナを持つ場合には、アンテナを伸ばした状態と収納した状態の両方で(二)及び(三)の測定を行うこと。

(五) (二)から(四)までにより得られた値のうち最大の値を測定対象無線設備の比吸収率の値とする。